

知的財産

提出日：2005年10月7日

提出先：経済産業省経済産業政策局知的財産政策室

平成17年10月7日

経済産業省経済産業政策局

知的財産政策室御中

日本機械輸出組合
知的財産権問題専門委員会
委員長 外川英明

「営業秘密管理指針改訂版（案）に対する意見」

日本機械輸出組合は、わが国の機械輸出貿易の健全な発展を図るべく設立された機械メーカー、商社、エンジニアリング企業より構成される全国的な団体であり、機械産業の国際競争力強化を図る上での知的財産権問題の重要性に鑑み、知的財産権問題専門委員会を設置してわが国及び海外の知的財産権諸制度の検討を行い、内外の知的財産権制度の整備拡充及び障壁削減を促してまいりました。

さて、この度、産業構造審議会知的財産政策部会不正競争防止小委員会において審議されております「営業秘密管理指針改訂版（案）」の審議結果を、「営業秘密管理指針」として取りまとめるにあたり、パブリックコメントを募集しているところ、当委員会において検討した結果、下記の通り意見を提出いたします。

記

平成15年に発行された営業秘密管理指針を、本年の不正競争防止法の改正による営業秘密保護強化、特に刑事的保護の強化が進む中で今般改訂されることは、大変有意義であります。

また、かかる刑事的保護の強化は、企業の国際競争力強化等の知的財産立国政策の実現の手段としてバランスの取れた適正な運用を期待するものであります。

昨今の営業秘密をめぐる訴訟では企業の「秘密管理性」に対する姿勢を問われる事例も数多く見受けられております。したがって、企業においては本指針を参考として、戦略的に営業秘密の管理強化に向け、さらに積極的に取り組んで行こうと考えておりますが、以下に若干の意見を具申いたします。

1. 第3章4. 企業と従業者・退職者との適切な秘密保持契約の在り方（2）秘密保持契約の内容 対象となる情報の範囲（38～39頁）について、退職従業員と秘密保持

誓約書を交わす場合、対象となる秘密情報の特定が重要と強調されておりますが、エンジニアリング会社の場合、メタ形式（概念）による特定（同指針改訂（案）39 頁記載の（ア）項）の例によることも困難なケースがありうると考えます。メタ形式による特定を有効としていただいたのはありがたいのですが、「PJにかかる情報」、「XXPJ 遂行にかかる情報」といった規定の仕方でも、当事者間では秘密保持の対象が明確な場合も多いと考えられ、指針で具体例を記載される際には、退職者の経歴や状況から当事者間で共通の認識が得られる場合は詳細な記載が必ずしも必要ではない旨を、より明確に表現していただきたく思います。

2. 営業秘密を保護するための管理のあり方については、業容により秘密の管理方法も違うと考えます。業容による秘密保持の対応方法にも違いがある旨、理解していただきたく思います。

以上

<本件連絡先>

日本機械輸出組合 通商・投資グループ（谷口、江川）
〒105-0011 港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401
電話：03 - 3431 - 9348 FAX：03 - 3436 - 6455

担当：通商・投資グループ 谷口 TEL . 03-3431-9348